特定非営利活動法人子どもと文化全国フォーラム定款

第１章 総　則

（名　称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人子どもと文化全国フォーラムという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（目　的）
第３条　この法人は、すべての子どもに対して、文化的・芸術的体験活動を地域で推進する事業を行い、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第31条に代表される子どもの文化権の普及や実現のための環境づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1)社会教育の推進を図る活動
(2)まちづくりの推進を図る活動
(3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4)子どもの健全育成を図る活動
(5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1)子どもの文化的・芸術的体験を広げる事業
(2)地域で子どもの文化に関する活動をする、個人・団体が交流し研鑽する事業
(3)子どもの文化政策の調査・研究を行い、発信する事業
(4)その他目的を達成するために必要な事業

第２章 会　員

（種　別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び個人

（入　会）
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
３　代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなけ

ればならない。
4　代表理事は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して２年度分会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章 役　員

（種別及び定数）
第12条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　５人以上１５人以内
(2) 監事　１人以上２人以内
2　理事のうち１人を代表理事とし、１人以上２人以内を副代表理事とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
（職　務）
第14条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会または理事会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会議決により、監事は総会議決によりこれを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第４章 会　議

（種　別）
第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第21条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員の選任及び監事の解任
(7) 会費の額
(8) 資産の管理の方法
(9) 解散における残余財産の帰属
(10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第22条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第14条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 15 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第 26 条　総会における議決事項は、第 23 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の２分の１以上の同意に　よ

り議題とすることができる。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第27条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事から第 14 条第５項第４号の規定に基づき招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第 33 条　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（理事会の議決）
第34条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない.

第５章 資　産

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）
第 38 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第６章 会　計

（会計の原則）
第 40 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年６月１日に始まり、翌年５月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。ただし事業計画及びこれに伴う予算の変更は、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を

し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）
第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）
第54条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）
第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑　則

（細　則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	川﨑真也子（森本真也子）
副代表理事	仁木紳治
副代表理事	柳　弘紀
理事	糸山嘉彦
理事	井上美奈子
理事	庄司真咲美
理事	中村匠子
理事	野田あさ子
理事	廣中省子
理事	藤　英子
理事	安原晶子
監事	大森智惠子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年８月31日までとする。
４　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年５月31日までとする。
５　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　正会員（団体・個人）年会費　3,000円
(2)　賛助会員（団体・個人）年会費　1口10,000円（1口以上）



2026年度 事業計画書

2026年 6 月 1 日から 2027 年5 月 31 日まで

特定非営利活動法人 子どもと文化全国フォーラム

1 事業の方針

これまでの活動の蓄積をベースに、「子どもの文化権の保障とは何か?それを実現していく方策は何か?」を言語化し、全国フォーラムとしての共通の指針を明確にする年にします。その指針に沿って事業内容や理事会・委員会の在り方なども整理し、新たな事業も展開していきます。

2 事業の実施に関する事項　　(事業費の総費用 12,630 千円)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費の金額(千円)
1. 子どもの文化的・芸術的体験を広げる事業							
舞台芸術企画委員会	子どもの舞台芸術作品の掲載パンフレット発行の協議、実務資料の発行と、公演における調整等	通年	全国各地	10人	子どもの舞台芸術に関係する団体	510団体	5,720
協働事業推進委員会	子どもの舞台芸術見本市(仮)の開催等	3・4月	東京都	6人	一般市民	のべ2,000人	4,000
2. 地域で子どもの文化に関する活動をする、個人・団体が交流し研鑽する事業							
子どもおやこ劇場活動交流委員会	第7回交流会のまとめと資料作成	通年	オンライン	7人	全国各地の活動の交流を希望する団体個人	300人	500
花咲かせプロジェクト委員会	生の芸能・芸術と出会う機会を子どもたちにプレゼント等	通年	全国20か所	9人	各地の子どもと子どもを取り巻く地域住民	2,000人	2,200
3. 子どもの文化政策の調査・研究を行い、発信する事業							
文化政策委員会	文化政策をはじめとしたミッション実現のための学習・交流及び、文化政策に関してのネットワークづくり	通年 8/8 11月	オンライン 東京都	8人	登録者 一般市民	のべ290人	200
乳児専門委員会	ベイビーシアター講座への協力 ベイビーシアター公演の拡充 はじめてのお芝居記念座談会	通年	オンライン 東京都	11人	一般市民	不特定多数	10

2027年度 事業計画書

2027年 6 月 1 日から 2028 年5 月 31 日まで

特定非営利活動法人 子どもと文化全国フォーラム

1 事業の方針

引き続きこれまでの活動の蓄積をベースに、「子どもの文化権の保障とは何か?それを実現していく方策は何か?」を言語化し、全国フォーラムとしての共通の指針を明確にする年にします。その指針に沿って事業内容や理事会・委員会の在り方なども整理し、新たな事業も展開していきます。

2 事業の実施に関する事項　　(事業費の総費用 12,360 千円)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費の金額(千円)
1. 子どもの文化的・芸術的体験を広げる事業							
舞台芸術企画委員会	子どもの舞台芸術作品の掲載パンフレット発行の協議、実務資料の発行と、公演における調整等	通年	全国各地	10人	子どもの舞台芸術に関係する団体	510団体	5,720
協働事業推進委員会	子どもの舞台芸術見本市(仮)の開催等	3・4月	東京都	6人	一般市民	のべ2,000人	4,000
2. 地域で子どもの文化に関する活動をする、個人・団体が交流し研鑽する事業							
子どもおやこ劇場活動交流委員会	第7回交流会のまとめと資料作成	通年	オンライン	7人	全国各地の活動の交流を希望する団体個人	300人	500
花咲かせプロジェクト委員会	生の芸能・芸術と出会う機会を子どもたちにプレゼント等	通年	全国20か所	9人	各地の子どもと子どもを取り巻く地域住民	2,000人	2,200
3. 子どもの文化政策の調査・研究を行い、発信する事業							
文化政策委員会	文化政策をはじめとしたミッション実現のための学習・交流及び、文化政策に関してのネットワークづくり	通年 8/8 11月	オンライン 東京都	8人	登録者 一般市民	のべ290人	200
乳児専門委員会	ベイビーシアター講座への協力 ベイビーシアター公演の拡充 はじめてのお芝居記念座談会	通年	オンライン 東京都	11人	一般市民	不特定多数	10

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2026 年度　活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人　子どもと文化全国フォーラム

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		1,000,000
正会員受取会費	990,000	
賛助会員受取会費	10,000	
2 受取寄附金		550,000
受取寄附金	550,000	
3 受取助成金等		5,000,000
受取補助金	5,000,000	
4 事業収益		12,630,000
活動交流委員会事業収益	500,000	
舞台芸術企画委員会事業収益	5,720,000	
花咲かせプロジェクト委員会事業収益	2,200,000	
協働推進委員会事業収益	4,000,000	
文化政策委員会事業収益	200,000	
乳児専門委員会事業収益	10,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		19,180,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		480,000
給料手当	360,000	
役員報酬	120,000	
（2）その他経費		17,913,733
諸謝金	7,250,000	
外注費	3,577,000	
旅費交通費	2,902,000	
通信運搬費	858,000	
印刷製本費	1,410,000	
会議費	15,000	
消耗品費	171,733	
会場借料	1,350,000	
地代家賃	360,000	
渉外費	20,000	
事業費計		18,393,733
2 管理費		
（1）人件費		240,000
給料手当	240,000	
（2）その他経費		860,000
外注費	100,000	
旅費交通費	350,000	
通信運搬費	60,000	
印刷製本費	5,000	
会議費	25,000	
消耗品費	4,000	
会場借料	5,000	
地代家賃	301,000	
諸会費	10,000	
管理費計		1,100,000
経常費用計		19,493,733
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①		-313,733
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		-313,733
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		0
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		2,011,853
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		1,698,120

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

2027 年度　活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人　子どもと文化全国フォーラム

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		1,000,000
正会員受取会費	990,000	
賛助会員受取会費	10,000	
2 受取寄附金		550,000
受取寄附金	550,000	
3 受取助成金等		5,000,000
受取補助金	5,000,000	
4 事業収益		12,630,000
活動交流委員会事業収益	500,000	
舞台芸術企画委員会事業収益	5,720,000	
花咲かせプロジェクト委員会事業収益	2,200,000	
協働推進委員会事業収益	4,000,000	
文化政策委員会事業収益	200,000	
乳児専門委員会事業収益	10,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		19,180,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		480,000
給料手当	360,000	
役員報酬	120,000	
（2）その他経費		17,913,733
諸謝金	7,250,000	
外注費	3,577,000	
旅費交通費	2,902,000	
通信運搬費	858,000	
印刷製本費	1,410,000	
会議費	15,000	
消耗品費	171,733	
会場借料	1,350,000	
地代家賃	360,000	
渉外費	20,000	
事業費計		18,393,733
2 管理費		
（1）人件費		240,000
給料手当	240,000	
（2）その他経費		860,000
外注費	100,000	
旅費交通費	350,000	
通信運搬費	60,000	
印刷製本費	5,000	
会議費	25,000	
消耗品費	4,000	
会場借料	5,000	
地代家賃	301,000	
諸会費	10,000	
管理費計		1,100,000
経常費用計		19,493,733
当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・①		-313,733
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		-313,733
法人税、住民税及び事業税 ・・・④	[redacted]	0
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		1,698,120
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		1,384,387